

(社) 日本フードライセンス国際協会



認定校規約

<協会について>

第1条

一般社団法人日本フードライセンス国際協会は、食業界の雇用拡大や活性化を目的とし、飲食店、食品、広告、教育、出版、マスコミ、医療その他食のスキルが活かせる幅広い業界において、必要とされる人材の能力育成や地位向上のため【資格検定】を行う。

<認定校について>

第2条

協会の認定校とは、認定校規約を了承の上、規定の申込み手続きを行い、審査を通過した教育機関を指す。

認定校は、同校のカリキュラム内で、当協会が定める必要時間数の認定授業もしくは特別講座を行い、生徒が最大5種類の3級資格を取得できるものとする。

認定校は、協会ホームページ内で、学校名と写真及び紹介文を掲載しリンクをかけることができる。

(該当資格)

日本料理プロデューサー®3級資格

和菓子コーディネーター®3級資格

カフェプロデューサー®3級資格

フードスタイリスト®3級資格

料理教室プロデューサー®3級資格

※資格は、全て商標登録された日本初で唯一の資格である。

第3条

認定校の生徒は、テキストとして協会が発行する検定本を使用する事が必須となるが、問題集の使用については任意とする。指定の検定本は下記の通りである。

- ・和菓子コーディネーター®2・3級検定教本
- ・カフェプロデューサー®2・3級検定教本
- ・フードスタイリスト®2・3級検定教本
- ・日本料理プロデューサー®2・3級検定教本
- ・料理教室プロデューサー®2・3級検定教本

認定校は、当協会を通して市販価格より1割引での購入ができ、問題集は3割引で購入できる。尚、各発送料は実費とする。

第4条

協会ホームページ内に掲載する認定校名及び紹介文と写真については、認定校の登録完了後に協会より指定の書式が送付されるので、必要事項を記入及び写真を準備し、協会へ返送する。協会は、写真及び紹介文を受領後、1ヶ月以内にホームページに掲載し、学校へリンクをかける。尚、掲載順は、審査通過後に写真及び紹介文が到着した順とする。

第5条

講師の選定は責任を持って認定校が行うこととする。

<認定校の申請方法および流れについて>

第6条

認定校の申請方法は、①～④の流れで行う。

- ① 下記書類を当協会へ郵送にて提出する。
 - ・認定校申請書（ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入）
 - ・学校のパンフレットもしくは学校案内
 - ・学校のシラバス（希望学部のカリキュラム及び授業計画がわかるもの）

- ② 当協会にて審査を実施し、1ヶ月以内に審査結果の通知と契約書を郵送する。
審査時は、学校のカリキュラム（必要があればヒアリング）にて授業の割り当てを行い認定授業とする。
※認定授業が40時間に満たない場合のみ、不足分の授業を別途特別講座で実施する必要がある。

<認定授業例>

衛生管理
食品・食材の知識
調理器具の知識
マーケティング
経営スキル
各種調理実習 その他

- ③ 認定校の審査を通過した教育機関は、通知と契約書が届き次第に、必要事項を記載した契約書を協会へ郵送し、指定の料金を支払う。その後契約書は、協会より一部返送される。

- ④ 当協会は、入金確認後に、認定証を発行し認定校の登録を完了とする。

<認定校登録料、年会費及び3級資格認定料について>

第7条

認定校は、登録時に所定の認定校登録料及び初年度（12月末までの月割）と次年度分の年会費を、一括前納にて振込みをする。

その後の年会費については、毎年12月末までに次年度分を当協会へ支払うものとする。

・認定校登録料は300,000円、年会費は120,000円とする。（全5資格の中で複数選択の場合でも、年会費は一律である。）

第8条

認定校の3級資格認定料は、生徒1名につき1資格あたり10,000円とする。

例：生徒30名が「カフェプロデューサー®3級資格」を取得する場合は、300,000円

生徒30名が「カフェプロデューサー®3級資格」と「日本料理プロデューサー®3級資格」の計二つの資格を取得する場合は、600,000円

第9条

一旦納入した会費等は、いかなる理由に関わらず、返還しないものとする。

<資格取得について>

第10条

認定校の生徒の資格取得は、指定された全ての授業に出席した者を認定する。

同校生徒の資格取得は①～④の流れで行う。

- ① 認定校は、指定の全授業修了後に出席表のコピー（形式は任意）及び資格認定証の発行に必要な「資格取得申込書」に必要事項を記入し、当協会へ送付する。
 - ② 協会は、内容確認後、請求書を認定校へ送付する。
 - ③ 資格認定料は、生徒1名につき1資格あたり10,000円とし、当協会の指定口座へ振り込む。
 - ④ 当協会は、振込確認後、1ヶ月以内に資格認定証書を発行し郵送する。
付与予定日が決定している場合は、事前に連絡する事で証書の発行を早める事ができる。
- ※欠席者の補講については、認定校に一任する。

<広告記載について>

第11条

認定校は、学校案内等のパンフレットや広告等で当協会名や資格名の記載を許可する。

尚、協会の資格名を使用する場合は、掲載記事等を協会へ郵送またはメールで報告する。

<法律について>

第12条

当協会は日本法に準拠するものとする。

第13条

個人情報、当協会の検定に関わる業務以外には一切使用しないこととする。

<退会規約>

第14条

認定校は、以下の理由により認定資格を失う。

- ・認定校が、退会する旨を書面にて提出した場合。
- ・当協会の名誉を、著しく傷つける行為、または認定校としての品格を損なう行為があったと協会が認めた場合。
- ・認定校が、規約に違反し協会が損害を受けた場合。
- ・認定校が、規定の振込みを一定期間過ぎてもされなかった場合。
- ・協会が、認定校として不適格と判断した場合。